

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報  
【公表】

整理番号	49
契約番号	2農振財契第644号
件名	自動洗卵選別機の購入
納入場所	東京都青梅市新町6-7-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 新鶏エリア ふ卵舎
概要	○自動洗卵選別機 1式 (1)自動洗卵選別機 (2)運搬・設置・調整 (詳細は別紙仕様書のとおり)
納入期限	令和3年2月26日(金)
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない) ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者
格付	問わない
現場説明会	実施しない
入札予定日時	令和2年10月1日(木) 午後3時00分
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 講堂(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	令和2年9月7日(月)から令和2年9月14日(月)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)(郵送「可」、但し期間内必着)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 (担当:上原)
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「平成31・32年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど) (1)から(3)までを提出してください。
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】 上原 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721 FAX 042-522-5397 HPアドレス: <a href="http://www.tokyo-aff.or.jp/">http://www.tokyo-aff.or.jp/</a>
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 事業課 青梅畜産センター再編整備 【担当】 井上・横山 住所 東京都青梅市新町6-7-1 電話 0428-31-2171

# 仕 様 書

- 1 件 名 自動洗卵選別機の購入
- 2 納入場所  
東京都青梅市新町六丁目7番1号  
公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 新鶏エリア ふ卵舎
- 3 購入物件 自動洗卵選別機 1式
- 4 納入期限 令和3年2月26日
- 5 設置日時 令和2年11月末以降で別に定める日（新鶏エリア引渡し後）
- 6 仕 様

(1) 規格・性能等

自動洗卵選別機	
原卵を洗浄し、卵重により6段階で自動選別可能な装置であること。	
処理能力	3,500個/時 以上
電気容量	単相100V 0.7kW
使用水量	3L/分 以下
装置寸法	5,500mm×1,600mm 以下 (高さ) 1,100mm 以下
エッグリフター	36卵(5×6)仕様
送卵補助装置	6列で洗卵装置のコンベアに自動送りが可能なこと
紫外線殺菌装置	薬液洗浄実施後に卵殻表面の紫外線殺菌を実施可能なこと
薬液注入ポンプ	流水洗浄だけでなく次亜塩素酸ナトリウム水溶液による殺菌洗浄が可能であること

(2) その他

運搬・据付・試運転・調整
--------------

- 7 支払い方法  
納品完了後に提出される納品書に基づき完了検査を行い、合格と認定した後、適法な支払請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 8 その他
  - (1) 運搬・設置・調整費用を含めて見積もること。
  - (2) 納品日を担当者と協議のうえで納品すること。
  - (3) 受託者は、必要に応じ搬入及び搬出時の養生を行い、作業終了後にはその撤

去を行うこと。また、設置作業による発生品は責任をもって引き取り、関係法令に基づき適切に処理すること。

- (4) 新鶏エリア及び新豚エリアに関する工事日程の遅延により設置日程に遅延を生ずる恐れがあるため、設置日は担当者と別途協議すること。
- (5) 敷地内では、家畜伝染病予防のための防疫措置を実施している。防疫の内容は状況によって変更があるので担当者及び財団職員の指示に従うこと。
- (6) 本契約に当たって自動車を使用し、または利用する場合は、次の事項を遵守すること。

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- (7) その他、本仕様に疑義が生じた場合又は特に定めのない事項については、その都度、担当者との協議を行うこと。

## 9 連絡先及び担当者

〒198-0024 東京都青梅市新町六丁目7番1号

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 事業課 青梅庁舎再編整備係

井上・横山

TEL 0428-31-2171 FAX 0428-31-8474